

## 給配水部門R & D プログラム実施要綱

(平成 30 年 3 月 28 日局長決)

(最近改正 令和 6 年 4 月 1 日配水課長決)

### (目的等)

第1条 給配水部門の技術全般における当面する課題から中長期的な検討課題についての調査研究及び技術力向上に向けた取り組みを行う給配水部門R & D プログラム（以下、給配水部門R & D という）の運営を円滑かつ効率的に遂行していくための調査研究体制について定める。

### (構成)

第2条 給配水部門R & D は、委員会、ワーキンググループ（以下、WG）をもって組織する。

### (委員会)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、水道センター統括担当部長の職にあるものをもってあてる。
- 3 副委員長は、工務部長の職にあるものをもってあてる。
- 4 委員は、配水課長、給水課長、東部水道センター所長、東部水道センター維持担当課長、東部水道センター給水装置工事担当課長、西部水道センター所長、西部水道センター所長、南部水道センター所長、南部水道センター副所長、北部水道センター所長、北部水道センター副所長の職にあるものをもってあてる。
- 5 委員は、個別WGの調査研究計画（調査目的、調査方法、目標設定、進捗状況等）の管理を行う。
- 6 委員会の役割は、各WGの調査研究計画（調査目的、調査方法、目標設定、進捗管理等）の妥当性及び調査研究結果を評価する。
- 7 委員長は、委員会の招集、調査研究計画の調整、調査研究計画・中間報告・最終報告の指示及び承認をする。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合はその職務を代理する。
- 9 委員会の事務局は、配水課とする。

### (WG)

第4条 委員会には、調査研究の円滑な進行を図るため、専門的に審議・調整するWGを設けるものとする。

- 2 WGのリーダー（以下、WGリーダーという。）は、委員長が定める。

- 3 WGは、WGリーダーが定める者をもって構成する。
- 4 WGリーダーは、WG会議の召集、運営、調査研究計画の進捗管理、WG間の調整及びWG報告書のとりまとめとする。

(成果報告会)

第5条 WGにて行った調査研究は、年1回、成果報告会を開き報告する。

- 2 成果報告会の事務局は、配水課とする。

(連絡調整会議)

第6条 各WG間にまたがる調整等を目的として、必要に応じ、連絡調整会議を設けることができるものとする。

- 2 連絡調整会議は、事務局が調整者を兼ねるものとする。

(部門連絡調整会議)

第7条 各部門間（浄水技術、計画・設計部門、給配水部門）にまたがる調整等を目的として、部門連絡調整会議を設けることができるものとする。

- 2 部門連絡調整会議の事務局は、計画課とする。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、給配水部門R&Dの運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和4年7月7日から施行する。

附則

この改正規定は、令和5年3月1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和5年3月22日から施行する。

附則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。